

議案第72号

加西市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

加西市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年9月1日提出

加西市長 中川 暢 三

加西市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(加西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 加西市病院事業の設置等に関する条例(昭和42年加西市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市長」を「管理者」に改め、同条第1項中「作成しなければならない。」を「市長に提出しなければならない。」に改め、同条を第7条とする。

第4条及び第5条を1条ずつ繰り下げる。

第3条中「地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)」を「法」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(組織)

第3条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第14条の規定に基づき、病院事業の管理者(以下「管理者」という。)の権限に属する事務を処理させるため、市立加西病院を置く。

(加西市病院事業に地方公営企業法を適用する条例の一部改正)

第2条 加西市病院事業に地方公営企業法を適用する条例(昭和42年加西市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第1条中「財務規程等を昭和42年4月1日から」を「全部を」に改める。

(加西市職員等旅費条例の一部改正)

第3条 加西市職員等旅費条例(昭和42年加西市条例第39号)の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号ア中「副市長」の右に「、病院事業管理者」を加える。

第16条第1項中「市長、副市長及び教育長」を「市長等」に改める。

(市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正)

第4条 市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例(昭和42年加西市条例第78号)の一部を次のように改正する。

第6条本文中「市長」を「病院事業管理者(以下「管理者」という。)」に改め、同条第2号中「市長」を「管理者」に改める。

第7条及び第8条中「市長」を「管理者」に改める。

(加西市情報公開条例の一部改正)

第5条 加西市情報公開条例(平成9年加西市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「市長」の右に「、病院事業管理者」を加える。

(加西市個人情報保護条例の一部改正)

第6条 加西市個人情報保護条例(平成17年加西市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「市長」の右に「、病院事業管理者」を加える。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。

(審議資料)

市立加西病院事業に地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）の規定の全部を適用することに伴い、関係条例の規定を改正するもの。

【改正する条例】

- ①加西市病院事業の設置等に関する条例の一部改正
地方公営企業法第 14 条に規定する組織について定める。
- ②加西市病院事業に地方公営企業法を適用する条例の一部改正
財務適用を全部適用に改める。
- ③加西市職員等旅費条例の一部改正
病院事業管理者設置に伴う所要の改正
- ④市立加西病院の使用料及び手数料に関する条例の一部改正
病院事業管理者設置に伴う所要の改正
- ⑤加西市情報公開条例の一部改正
病院事業管理者設置に伴う所要の改正
- ⑥加西市個人情報保護条例の一部改正
病院事業管理者設置に伴う所要の改正